

とうばんべんごしせいど

当番弁護士制度

けいさつ けんさつちょう と しら う ひと むりょう べんごし あ
警察や 検察庁で 取り調べを 受けて いる 人は、無料で 弁護士と 会う ことが できま
す。

とうばんべんごしせいど ほんにん かぞく し あ べんごしかい れんらく べんごし
当番弁護士制度が あるからです。本人、家族、知り合いから 弁護士会に 連絡して、弁護士を
よ
呼ぶ

べんごしかい れんらく ま べんごし まいにち かなら
ことが できます。弁護士会には、連絡を 待って いる 弁護士が 毎日 必ず います。

とうばん べんごし にほんぜんこく べんごしかい せいど
当番の 弁護士です。日本全国の 弁護士会に この 制度が あります。

ひぎしゃ ひこくにん
○ 被疑者と 被告人の ちがい

はんざい うたが ひと ようぎしゃ べんごにん たの けんり
犯罪を 疑われて いる 人 (=容疑者) は 弁護人を 頼む 権利が あります。

にほん けんぽう だい じょう き
日本の 憲法 第34条で 決まっています。

けいさつ けんさつちょう はんざい しら あいだ ようぎしゃ ひぎしゃ
警察や 検察庁が 犯罪に ついて 調べて いる 間、容疑者を 被疑者と よびます。

さいばん きそ ひこくにん
裁判に かける ことが きまった (=起訴すると) ときは、被告人と よびます。

ひこくにん べんごにん たの かね くに おかね べんごにん
被告人に 弁護人を 頼む お金が ない ときは、国の お金で 弁護人を つけます。

べんごにん こくせんべんごにん
この 弁護人を 国選弁護士と いいます。

きそ まえ ひぎしゃ こくせんべんごにんせいど
起訴される 前の 被疑者には 国選弁護士制度が ありません。

じぶん かね べんごにん たの
自分の お金で 弁護人を 頼まなければ なりません。

べんごにん たの ほうほう とうばんべんごしせいど
弁護人を 頼む 方法が わからない ときも、当番弁護士制度のたのむ ほうほうが わからない

とうばんべんごしせいど べんごし そうだん
とき、当番弁護士制度の 弁護士に 相談できます。

とうばんべんごし

○ 当番弁護士

ひぎしゃ ひぎしゃ かぞく ともだち し あ べんごしかい れんらく
被疑者、被疑者の家族、友達、知り合いが、弁護士会に 連絡できます。

れんらく うける べんごしかい ひ とうばん べんごし き
連絡を 受けると 弁護士会から その日の 当番の弁護士が すぐに 来て くれます。

べんごし つうやく つ
弁護士は 通訳を 連れて います。

ひぎしゃ あ ひぎしゃ じょうきょう けんり
被疑者と 会って、被疑者が どういう 状況に いるのか、どんな 権利があるのか、また、これ

から どう なりそうか、これから どんな てつづ 手続きがあるのか などを はな 話します。

けいさつ けんさつちょう と しら ほうりつ いはん たし
また、警察や 検察庁の 取り調べが 法律に 違反して いないか どうかを 確かめます。

かいめ べんごし あ かね つうやく かね
1回目に 弁護士に 会う ときは、お金は ありません。通訳を してもらう お金も ありません。

ご べんご たの べんごりょう ひつよう
もし その後も 弁護を 頼むと、弁護士料が 必要です。

ほうりつふじょせいど

○ 法律扶助制度

べんごりょう はら べんごしれんごうかい かね か さき
弁護士料を 払う ことが できない とき、日本弁護士連合会が お金を 貸して くれて、先に

はら
払って

くれます。

つぎ ばあい か
次の 3つの 場合に 貸して くれます。

さいばん むざい しゅちよう
(1) 裁判で 無罪を 主張する とき

きそ まえ べんご ひつよう
(2) 起訴の 前に 弁護が 必要な とき

ひぎしゃ さい
(3) 被疑者が まだ 20歳に なって いない とき

(1)(2)(3)で なくても か 貸して もらえる ことが あります。

とうばんべんごし い もう こ てつづ てつだ
当番弁護士に 言えば、申し込む 手続きを 手伝って くれます。

せいかつの いろいろなこと (にしのみやしの ばあい)

もう こ みと き かね べんごしれんごうかい さき はら か
申し込んで 認めて もらえたら、決まった お金を 日本弁護士連合会が 先に 払って 貸して

くれます。借りた お金は、後で 返さなければ、おかねは あとで 返す 必要が あります。

そうだん
(相談 できる ところ)

ひょうごけんべんごしかい けいじべんごせんたー
兵庫県弁護士会 刑事弁護センター 078-341-2940

※ くわ ちか べんごしかい にほんご ひと いっしょ き
詳しいことは、近くの 弁護士会へ 日本語が できる 人と 一緒に 聞いてください。